

社会保障関係費

令和3年度における社会保障関係費の予算現額は 55,410,380,692 千円
 であって、その内訳は

歳出予算額	46,950,044,741 千円
{ 当初予算額	35,842,104,951 千円
{ 予算補正追加額	11,173,504,467 千円
{ 予算補正修正減少額	65,564,677 千円
前年度繰越額	4,423,196,442 千円
予備費使用額	4,037,841,724 千円
流用減少額	702,215 千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	50,161,029,495 千円
翌年度繰越額は	3,911,975,569 千円
不用額は	1,337,375,627 千円

である。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
年金給付費	12,700,453,801	12,700,453,801	12,550,607,467	—	149,846,333	98
医療給付費	12,031,185,831	12,018,993,524	11,877,337,179	50,101,470	91,554,874	98
介護給付費	3,581,281,693	3,636,225,811	3,162,362,291	152,327,533	321,535,986	86
少子化対策費	3,017,369,117	3,017,369,117	2,818,290,752	—	199,078,364	93
生活扶助等社会福祉費	7,636,283,667	9,523,125,813	8,088,523,165	1,196,737,316	237,865,330	84
保健衛生対策費	5,262,147,860	11,498,196,169	8,910,417,638	2,272,604,723	315,173,807	77
雇用労災対策費	2,721,322,772	3,016,016,457	2,753,491,000	240,204,525	22,320,930	91
計	46,950,044,741	55,410,380,692	50,161,029,495	3,911,975,569	1,337,375,627	90

また、平成29年度から令和3年度までの各年度における支出済歳出額を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度
年金給付費	11,482,052,973	11,684,337,842	11,986,566,694	12,412,642,331	12,550,607,467
医療給付費	11,413,474,958	11,530,656,739	11,754,332,252	12,044,507,167	11,877,337,179
介護給付費	2,929,918,463	2,911,590,810	2,978,075,462	3,058,939,666	3,162,362,291
少子化対策費	2,140,030,390	2,126,722,611	2,318,791,651	2,841,189,742	2,818,290,752
生活扶助等社会福祉費	4,127,496,104	3,850,332,693	3,947,419,515	5,615,750,991	8,088,523,165
保健衛生対策費	371,355,859	401,419,771	448,293,844	5,495,752,854	8,910,417,638
雇用労災対策費	31,074,590	32,870,165	34,999,691	1,408,485,664	2,753,491,000
計	32,495,403,340	32,537,930,634	33,468,479,112	42,877,268,419	50,161,029,495

(注) 29年度から2年度までの各年度における支出済歳出額は、3年度の支出済歳出額との比較対照のため、組替えをしてある。

1 年金給付費

(I) 決算の概要

令和3年度における年金給付費の予算現額は

歳出予算額 12,700,453,801 千円

である。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 12,550,607,467 千円

不用額は 149,846,333 千円

であって、不用額は、厚生労働省所管の公的年金制度等運営諸費において、1人当たり給付費及び受給者数が予定を下回ったことにより、年金生活者支援給付金給付費を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合 (%)
国家公務員共済組合連合会等助成費	79,140,048	79,140,048	79,071,064	—	68,984	99
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	401	401	400	—	0	99
特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	2,631,540	2,631,540	2,332,000	—	299,540	88
公的年金制度等運営諸費	522,046,955	522,046,955	383,619,618	—	138,427,336	73
基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	12,092,852,787	12,092,852,787	12,082,081,719	—	10,771,067	99
年金特別会計へ繰入	323,154,932	323,154,932	322,910,562	—	244,370	99
厚生年金保険給付費国庫負担金繰入	300,736,398	300,736,398	300,492,028	—	244,370	99
拠出制国民年金国庫負担金繰入	22,418,534	22,418,534	22,418,534	—	—	100
福祉年金等年金特別会計へ繰入	122,651	122,651	48,691	—	73,959	39
基礎年金年金特別会計へ繰入	11,769,575,204	11,769,575,204	11,759,122,466	—	10,452,738	99
厚生年金基礎年金国庫負担金繰入	9,898,942,741	9,898,942,741	9,890,023,472	—	8,919,269	99
国民年金基礎年金国庫負担金繰入	1,870,632,463	1,870,632,463	1,869,098,994	—	1,533,469	99
私的年金制度整備運営費	3,782,070	3,782,070	3,502,665	—	279,404	92
計	12,700,453,801	12,700,453,801	12,550,607,467	—	149,846,333	98

(II) 経費の概要及び事業実績

(1) 国家公務員共済組合連合会等助成費

「国家公務員共済組合法」(昭33法128)、「国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律」(昭60法105)、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平24法63)等に基づく日本郵政共済組合等に対する基礎年金拠出金等の一部負担に

必要な経費として 79,071,064 千円を支出した。

(2) 職務上年金給付費年金特別会計へ繰入

「船員保険法の一部を改正する法律」(昭 22 法 103)附則第 3 条の規定による職務従事中(昭和 16 年 12 月 8 日から昭和 22 年 11 月 30 日の間に限る。)に戦争による危険に遭遇したことにより発生した遺族年金等に係る保険給付費のうち、戦時加算として増加される部分に要する費用の財源の一部に充てるため 400 千円を年金特別会計厚生年金勘定へ繰り入れた。(「年金特別会計」の項参照)

(3) 特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入

「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平 16 法 166)第 19 条第 1 項の規定による特別障害給付金の支給に要する費用の財源に充てるため 2,332,000 千円を年金特別会計国民年金勘定へ繰り入れた。(「年金特別会計」の項参照)

(4) 公的年金制度等運営諸費

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」(平 24 法 102)に基づき、所得が一定の基準を下回る等の要件を満たす老齢基礎年金の受給者等に対し、年金生活者支援給付金の支給に必要な経費として 383,619,618 千円を支出した。

(5) 基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入(実績額 12,082,081,719 千円)

「厚生年金保険法」(昭 29 法 115)、「国民年金法」(昭 34 法 141)及び「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭 60 法 34)に基づく基礎年金拠出金等の財源の一部として 12,082,033,028 千円を年金特別会計へ(うち、10,190,515,500 千円を厚生年金勘定へ、1,891,517,528 千円を国民年金勘定へ)繰り入れた。

また、「国民年金法等の一部を改正する法律」附則第 34 条の規定による福祉年金給付に要する費用及び「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」(平 19 法 131)第 2 条第 9 項の規定による特例納付保険料の額に相当する負担金の財源として 48,691 千円を年金特別会計へ(うち、46,191 千円を厚生年金勘定へ、2,500 千円を国民年金勘定へ)繰り入れた。(「年金特別会計」の項参照)

(6) 私的年金制度整備運営費

国民年金基金等給付費負担金

「国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、国民年金基金等が支給する付加年金の代行部分に相当する給付費の一部負担に必要な経費として 3,502,665 千円を支出した。

区 分	対 象 基 金 数	対 象 受 給 権 者 数 (人)	国庫負担対象年金・ 一時金額 (円)
2 年 度	5	638,784	13,259,141,504
3 年 度	5	659,114	14,010,663,219

2 医 療 給 付 費

(I) 決 算 の 概 要

令和 3 年度における医療給付費の予算現額は 12,018,993,524 千円
であって、その内訳は
歳出予算額 12,031,185,831 千円

当初予算額	11,982,061,293 千円
予算補正追加額	56,037,654 千円
予算補正修正減少額	6,913,116 千円
前年度繰越額	37,655,443 千円
予備費使用額	2,137,884 千円
流用減少額	51,985,634 千円

であり、予算補正追加額は、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(以下「経済対策」という。)の一環として、感染防止策を徹底するため「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平 10 法 114) 第 61 条第 2 項の規定による地方公共団体が支弁する医療費の一部負担に必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、障害者医療に必要な既定予算の不用額を修正減少したものであり、予備費使用額は、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額であって、新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、診療報酬上の特例的な評価を行うことに伴い、後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部を負担する経費及び調整交付金を交付する経費並びに全国健康保険協会等に対する療養給付費等の一部を補助する経費に使用したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	11,877,337,179 千円
翌年度繰越額は	50,101,470 千円
不用額は	91,554,874 千円

であって、翌年度繰越額は、医療介護提供体制改革推進交付金において、計画に関する諸条件により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったことによるものであり、不用額は、生活保護等対策費において、地方公共団体からの交付申請額が予定を下回ったので、医療扶助費等負担金を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
感 染 症 対 策 費	59,078,381	59,078,381	54,228,410	—	4,849,970	91
特 定 疾 患 等 対 策 費	132,319,321	132,319,321	114,389,288	—	17,930,032	86
原 爆 被 爆 者 等 援 護 対 策 費	26,699,904	26,699,904	22,439,866	—	4,260,037	84
医 療 提 供 体 制 基 盤 整 備 費	85,077,083	122,732,526	56,175,566	50,101,470	16,455,490	45
医 療 保 険 給 付 諸 費	9,991,870,099	9,994,006,649	9,986,008,317	—	7,998,331	99
全国健康保険協会 保険給付費等補助 金	1,238,428,087	1,238,716,355	1,238,716,355	—	—	100
全国健康保険協会 後期高齢者医療費 支援金補助金	94,440	94,440	94,440	—	—	100
国民健康保険組合 療養給付費補助金	187,475,749	187,519,486	187,519,486	—	—	100
国民健康保険組合 後期高齢者医療費 支援金補助金	52,184,278	52,184,278	52,184,277	—	0	99
後期高齢者医療給 付費等負担金	4,020,991,854	4,021,929,920	4,021,929,920	—	—	100
国民健康保険療養 給付費等負担金	1,790,943,095	1,791,360,908	1,791,360,908	—	—	100

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国民健康保険後期 高齢者医療費支援 金負担金	497,481,782	497,481,782	497,481,781	—	0	99
後期高齢者医療財 政調整交付金	1,308,733,427	1,309,038,744	1,309,038,744	—	—	100
国民健康保険財政 調整交付金	614,459,081	614,602,430	614,602,430	—	—	100
国民健康保険後期 高齢者医療費支援 金財政調整交付金	139,916,752	139,916,752	139,916,752	—	—	100
国民健康保険保険 者努力支援交付金	141,161,554	141,161,554	133,163,223	—	7,998,331	94
麻薬・覚醒剤等対策 費	447	447	—	—	447	—
児童虐待等防止対策 費	4,197,215	4,197,215	4,196,530	—	684	99
母子保健衛生対策費	3,703,146	3,703,146	3,539,253	—	163,892	95
生活保護等対策費	1,453,325,983	1,401,340,349	1,362,893,605	—	38,446,743	97
障 害 保 健 福 祉 費	274,914,252	274,915,586	273,466,340	—	1,449,245	99
心神喪失者等医療 観察法入院等決定 者医療費	17,387,465	17,387,465	17,034,036	—	353,428	97
精神障害者医療保 護入院費補助金	259,539	259,600	259,600	—	—	100
障害児入所医療費 等負担金	5,461,095	5,461,095	5,337,771	—	123,323	97
精神障害者措置入 院費負担金	5,458,412	5,459,685	5,459,685	—	—	100
障害者医療費負担 金	246,347,741	246,347,741	245,375,246	—	972,494	99
計	12,031,185,831	12,018,993,524	11,877,337,179	50,101,470	91,554,874	98

(Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

(1) 感染症対策費

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づき、地方公共団体が支弁する医療費の一部負担等として 54,228,410 千円を支出した。

(年度別の結核医療費公費負担の申請、合格及び承認状況)

区 分	総 数				
	申 請 (件)	合 格 (件)	率 (%)	承 認 (件)	率 (%)
29 年 度	28,487	28,231	99	28,205	99
30 年 度	27,431	27,219	99	26,442	96
元 年 度	25,953	25,702	99	25,631	98
2 年 度	21,681	21,516	99	21,207	97
3 年 度	19,328	19,142	99	19,100	98

(入院勧告・措置患者公費負担状況の推移)

(単位 人)

区 分	29 年	30 年	元 年	2 年	3 年
年 間 承 認 数	7,511	7,083	6,600	5,708	5,044
年 間 解 除 数	7,511	7,061	6,524	5,632	4,938
年 末 現 在	1,362	1,317	1,302	1,118	1,076

(感染症指定医療機関指定状況(感染症病床))

区 分	2 年 度		3 年 度		差 引 増 減	
	施設数 (A) (箇所)	病床数 (B) (床)	施設数 (C) (箇所)	病床数 (D) (床)	施 設 数 (C) - (A) (箇所)	病 床 数 (D) - (B) (床)
特定感染症指定医療機関	4	10	4	10	—	—
第一種感染症指定医療機関	56	105	56	112	—	7
第二種感染症指定医療機関	351	1,752	351	1,766	—	14

(2) 特定疾患等対策費(実績額 114,389,288 千円)

(イ) 難病医療費等負担金

「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平 26 法 50)に基づき、地方公共団体が支弁する医療費の一部負担として 97,991,313 千円を支出した。

(ロ) 小児慢性特定疾病医療費負担金

「児童福祉法」(昭 22 法 164)に基づき、長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険が生じるおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものに対し、医療費の自己負担分の一部を負担するための経費として、地方公共団体に対して 16,209,751 千円を支出した。

(ハ) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金

「児童福祉法」に基づき、幼少期から慢性疾患に罹患し、学校生活での教育や社会性^{かん}の涵養に遅れが見られる児童等の自立促進を図るため、地域の实情に応じたサービス提供に要する費用の一部を負担するための経費として、地方公共団体に対して 188,223 千円を支出した。

(3) 原爆被爆者等援護対策費

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」(平 6 法 117)に基づく原爆被爆者に対する医療の給付等として 22,439,866 千円を支出した。

(原爆被爆者医療費支払状況)

① 原 爆 疾 病

(単位 千円)

区 分	社会保険診療報酬支払基金・ 全国国民健康保険連合会払				療 養 費 払		合 計	
	件 数 (延数)	医 療 費	事 務 費	金額小計	件 数 (延数)	金 額	件 数 (延数)	金 額
29 年度	15,682	782,398	1,311	783,709	12	672	15,694	784,381
30 年度	14,360	700,953	1,148	702,101	9	412	14,369	702,514
元 年度	13,360	720,981	1,027	722,008	4	32	13,364	722,041
2 年 度	11,609	703,963	866	704,829	6	48	11,615	704,878
3 年 度	10,694	680,520	794	681,315	6	54	10,700	681,369

(注) 1 計数中には、保健衛生対策費に計上されているものが含まれている。

2 医療費及び療養費払には、国民健康保険、社会保険及び後期高齢者医療に係るものが含まれている。

② 原爆関連疾病

(単位 千円)

区 分	社会保険診療報酬支払基金・ 全国国民健康保険連合会払				療 養 費 払		合 計	
	件 数 (延数)	医 療 費	事 務 費	金額小計	件 数 (延数)	金 額	件 数 (延数)	金 額
29 年度	6,227,815	26,703,314	580,197	27,283,512	152,101	776,949	6,379,916	28,060,461
30 年度	5,901,379	26,292,327	549,937	26,842,265	135,521	644,629	6,036,900	27,486,894

(単位 千円)

区 分	社会保険診療報酬支払基金・ 全国国民健康保険連合会払				療 養 費 払		合 計	
	件 数 (延数)	医 療 費	事 務 費	金額小計	件 数 (延数)	金 額	件 数 (延数)	金 額
元 年 度	4,918,892	25,136,588	523,492	25,660,080	131,571	692,150	5,050,463	26,352,231
2 年 度	5,012,615	22,508,003	468,384	22,976,388	106,023	616,119	5,118,638	23,592,507
3 年 度	4,780,231	21,038,335	447,598	21,485,934	98,853	720,955	4,879,084	22,206,889

(注) 1 計数中には、保健衛生対策費に計上されているものが含まれている。

2 医療費及び療養費払には、国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療及び介護保険に係るものが含まれている。

(医療対象者数)

(単位 人)

区 分	2 年度末 (A)	3 年度末 (B)	差引増減 (B - A)
認 定 患 者 数	6,979	6,068	△ 911
被 爆 者 数	127,755	118,935	△ 8,820
健康診断受診者証交付者数	第 1 種	366	△ 18
	第 2 種	7,619	△ 397

(注) 「認定患者数」欄の数字は、「被爆者数」欄の数字の内数である。

(4) 医療提供体制基盤整備費

「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(平元法 64)に基づき、効率的かつ質の高い医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの構築を行うため、都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金(医療分)を造成するための交付金の交付に必要な経費として 56,175,566 千円を支出した。

(5) 医療保険給付諸費(実績額 9,986,008,317 千円)

(イ) 全国健康保険協会管掌健康保険等

「健康保険法」(大 11 法 70)及び「船員保険法」(昭 14 法 73)に基づく全国健康保険協会に対する療養給付費等の一部補助に必要な経費として 1,238,810,795 千円を支出した。

(ロ) 国民健康保険

「国民健康保険法」(昭 33 法 192)に基づく地方公共団体等に対する療養給付費等の一部負担等に必要な経費として 3,416,228,858 千円を支出した。

国民健康保険事業を実施している保険者数及びその対象となる平均被保険者数は、次のとおりである。

区分	市区町村数 (箇所)	国民健康保険組合数 (組合)	全 保 険 者 数 (箇所)	平均被保険者数 (千人)
2 年 度	1,716	161	1,877	(29,330) 29,240
3 年 度	1,716	161	1,877	(29,330) 28,698

(注) 「平均被保険者数」欄上段()書は、予算措置人員を示す。

(ハ) 後期高齢者医療

「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭 57 法 80)に基づく後期高齢者医療広域連合等に対する療養給付費等の一部負担等に必要な経費として 5,330,968,664 千円を支出した。

(6) 児童虐待等防止対策費

児童保護医療費負担金

「児童福祉法」に基づき、地方公共団体が支弁する児童福祉施設等における児童保護医療費の一部負担に必要な経費として 4,196,530 千円を支出した。

(7) 母子保健衛生対策費

母子保健衛生医療費負担金

「母子保健法」(昭40法141)及び「児童福祉法」に基づき、地方公共団体が支弁する未熟児及び結核児童に対する医療給付の一部負担に必要な経費として3,539,253千円を支出した。

(8) 生活保護等対策費

医療扶助費等負担金

「生活保護法」(昭25法144)に基づき、地方公共団体が支弁する医療扶助費及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」(平6法30)第14条の規定による地方公共団体が支弁する医療支援給付金の一部負担に必要な経費として1,362,893,605千円を支出した。

なお、生活保護費は、この医療給付費のほか、介護扶助費等が介護給付費に、生活扶助費等が生活扶助等社会福祉費に計上されており、生活保護費の総額として2,717,988,903千円を支出した。本年度における生活保護費の支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合 (%)
保 護 費	2,800,744,941	2,741,141,198	2,678,960,855	—	62,180,342	97
保 護 施 設 事 務 費	32,837,279	32,837,279	29,005,790	—	3,831,488	88
中国残留邦人等に対する生活支援給付金等	8,611,474	8,611,474	8,128,263	—	483,210	94
指導監査職員設置費	1,894,075	1,894,075	1,893,994	—	81	99
計	2,844,087,769	2,784,484,026	2,717,988,903	—	66,495,122	97

(注) 計数中には、介護給付費及び生活扶助等社会福祉費に計上されているものが含まれている。

また、生活保護費に係る補助又は負担の対象は、厚生労働大臣の定める一定基準に従って地方公共団体が支弁した経費であって、各事項別補助事業者等は、次のとおりである。

事 項	補 助 事 業 者 等
保 護 費 生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費、介護扶助費、医療扶助費、出産扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費	都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村
保 護 施 設 事 務 費	同 上
中国残留邦人等に対する生活支援給付金等	同 上
指 導 監 査 職 員 設 置 費	都 道 府 県、指 定 都 市

以上の生活保護費に係る執行結果の概要は、次のとおりである。

(イ) 保護の現況

(a) 被保護世帯

被保護世帯は、次のとおりである。

区 分	被 保 護 世 帯		
	総 数 (世帯)	稼 働 世 帯 (世帯)	非 稼 働 世 帯 (世帯)
3 年 4 月	1,638,787	242,362	1,396,425
5	1,638,591	243,397	1,395,194
6	1,639,469	243,178	1,396,291
7	1,640,186	243,588	1,396,598
8	1,640,648	244,449	1,396,199

区 分	被 保 護 世 帯		
	総 数 (世帯)	稼 働 世 帯 (世帯)	非 稼 働 世 帯 (世帯)
3 年 9 月	1,641,564	243,384	1,398,180
10	1,641,917	243,575	1,398,342
11	1,643,782	244,954	1,398,828
12	1,644,884	246,372	1,398,512
4 年 1	1,643,819	246,908	1,396,911
2	1,641,640	245,624	1,396,016
3	1,642,821	243,236	1,399,585
計	19,698,108	2,931,027	16,767,081
1 箇月平均世帯数(A)	1,641,509	244,252	1,397,256
2 年度1 箇月平均世帯数(B)	1,636,959	245,312	1,391,647
対前年度比($\frac{A}{B} \times 100$)	(%) 100.2	(%) 99.5	(%) 100.4

- (注) 1 稼働世帯の中には、保護停止中の世帯を含む。
2 3年度における被保護世帯数については速報値である。

また、平成29年度から令和3年度までの各年度における1箇月平均の被保護世帯数を示せば、次のとおりである。

区 分	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度
被 保 護 世 帯 (世帯)	1,640,854	1,637,422	1,635,724	1,636,959	1,641,509

- (注) 1 被保護世帯の中には、保護停止中の世帯を含む。
2 3年度における被保護世帯数については速報値である。

(b) 被 保 護 人 員

被保護人員は、次のとおりである。

区 分	被 保 護 人 員 (人)	指 数 (%)	保 護 率 (%)
3 年 4 月	2,043,423	100.0	1.6
5	2,040,011	99.8	1.6
6	2,039,038	99.8	1.6
7	2,038,416	99.8	1.6
8	2,037,800	99.7	1.6
9	2,038,210	99.7	1.6
10	2,037,970	99.7	1.6
11	2,039,439	99.8	1.6
12	2,040,211	99.8	1.6
4 年 1	2,037,866	99.7	1.6
2	2,034,226	99.5	1.6
3	2,036,045	99.6	1.6
計	24,462,655		
1 箇月平均人員(A)	2,038,554		1.6
2 年度1 箇月平均人員(B)	2,052,114		1.6
対前年度比($\frac{A}{B} \times 100$)	(%) 99.3		

- (注) 1 被保護人員の中には、保護停止中の人員を含む。
2 3年度における被保護人員については速報値である。

また、平成29年度から令和3年度までの各年度における1箇月平均の被保護人員を示せば、次のとおりである。

区 分	29 年 度	30 年 度	元 年 度	2 年 度	3 年 度
被 保 護 人 員 (人)	2,124,631	2,096,838	2,073,117	2,052,114	2,038,554

- (注) 1 被保護人員の中には、保護停止中の人員を含む。
2 3年度における被保護人員については速報値である。

(ロ) 扶助別人員及び支出済額(3年度)

区 分	計 画 人 員 (1 箇月平均) (延人)	実 績 人 員 (1 箇月平均) (延人)	支 出 済 額 (千円)	金 額 の 構 成 比 (%)
生 活 扶 助	1,835,025	1,781,154	1,041,488,069	29.5
住 宅 扶 助	1,801,816	1,746,867	599,321,286	17.0
教 育 扶 助	99,859	93,629	10,301,670	0.2
介 護 扶 助	1,160,712	1,058,760	96,396,975	2.7
医 療 扶 助	4,133,682	3,815,045	1,754,824,184	49.8
出 産 扶 助	128	120	323,747	0.0
生 業 扶 助	40,077	37,165	6,183,825	0.1
葬 祭 扶 助	4,012	4,052	10,309,960	0.2
計			3,519,149,720	100.0

- (注) 1 支出済額は事業費額であり、生活保護経理状況報告書による。
2 実績人員については速報値である。

(ハ) 中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金の状況

区 分	被支援世帯総数 (世帯)	被支援実人員総数 (人)	配偶者支援金世帯数 (世帯)
3 年 4 月	3,773	5,388	490
5	3,765	5,365	498
6	3,755	5,350	503
7	3,745	5,328	502
8	3,735	5,309	503
9	3,723	5,287	507
10	3,705	5,258	511
11	3,692	5,229	513
12	3,687	5,217	516
4 年 1	3,673	5,197	514
2	3,659	5,168	515
3	3,647	5,149	520
計	44,559	63,245	6,092
1 箇 月 平 均	3,713	5,270	507

(注) 福祉行政報告例による。

(9) 障害保健福祉費(実績額 273,466,340 千円)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平 17 法 123。以下「障害者総合支援法」という。)等に基づき、地方公共団体が支弁する障害者自立支援医療費の一部負担に必要な経費として 245,375,246 千円を支出した。

また、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(昭 25 法 123)等に基づく医療費及び「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(平 15 法 110)に基づく医療の実施に必要な経費として 22,753,321 千円を支出した。

さらに、「児童福祉法」に基づき、地方公共団体が支弁する障害児医療費の一部負担に必要な経費として 5,337,771 千円を支出した。

(心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費支払状況)

区 分	入院者数 (人)	通院者数 (人)	医療費 (千円)	事務費 (千円)	計 (千円)
元 年 度	736	638	15,871,226	1,705	15,872,932
2 年 度	767	600	16,548,873	1,698	16,550,572
3 年 度	800	569	17,034,036	1,702	17,035,739

(注) 計数中には、保健衛生対策費に計上されているものが含まれている。

(精神障害者措置人員及び精神病床数の推移)

区 分	精神病床数 (床)	入院患者数 (人)	措置入院者数 (人)	措 置 率 (%)	病床利用率 (%)
29年6月末現在	320,737	284,172	1,621	0.5	88.5
30年 "	327,369	280,815	1,530	0.5	85.7
元 年 "	315,068	272,096	1,585	0.5	86.3
2 年 "	316,543	269,476	1,494	0.5	85.1
3 年 "	311,640	263,007	1,541	0.5	84.3

(精神科病院施設整備状況)

区 分	補 助 額		病 床 整 備 数	
	2 年 度 (千円)	3 年 度 (千円)	2 年 度 (床)	3 年 度 (床)
公 立	23,441	101,042	142	109
非 営 利 法 人 立	101,774	461,441	365	286
計	125,215	562,483	507	395

3 介護給付費

(I) 決算の概要

令和3年度における介護給付費の予算現額は 3,636,225,811 千円

であって、その内訳は、

歳出予算額 3,581,281,693 千円

{	当初予算額	3,466,184,995 千円
	予算補正追加額	115,096,698 千円

前年度繰越額 54,944,118 千円

であり、予算補正追加額は、経済対策の一環として、「新しい資本主義」を起動するため介護事業者が行う介護職員等の収入の引上げに要する費用の補助に必要な経費等を補正追加したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 3,162,362,291 千円

翌年度繰越額は 152,327,533 千円

不用額は 321,535,986 千円

であって、翌年度繰越額は、介護職員処遇改善支援補助金において、計画に関する諸条件により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったこと等によるものであり、不用額は、介護保険制度運営推進費において、地方公共団体からの交付申請額が予定を下回ったので、介護給付費等負担金を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
生活保護等対策費	79,183,799	79,183,799	74,529,912	—	4,653,886	94
高齢者日常生活支援 等推進費	194,165,541	194,165,541	176,691,000	—	17,474,540	91
介護保険制度運営推 進費	3,307,932,353	3,362,876,471	2,911,141,378	152,327,533	299,407,559	86
介護職員処遇改善 支援補助金	99,225,432	99,225,432	—	99,225,432	—	—
国民健康保険組合 介護納付金補助金	25,944,150	25,944,150	25,944,149	—	0	99
介護給付費等負担 金	2,273,104,257	2,273,104,257	2,038,568,564	—	234,535,692	89
国民健康保険介護 納付金負担金	186,724,388	186,724,388	186,724,386	—	1	99
介護給付費財政調 整交付金	595,473,774	595,473,774	532,513,462	—	62,960,312	89
国民健康保険介護 納付金財政調整交 付金	52,516,234	52,516,234	52,516,234	—	—	100
医療介護提供体制 改革推進交付金	54,944,118	109,888,236	54,874,582	53,102,101	1,911,553	49
介護保険保険者努 力支援交付金	20,000,000	20,000,000	20,000,000	—	—	100
計	3,581,281,693	3,636,225,811	3,162,362,291	152,327,533	321,535,986	86

(II) 経費の概要及び事業実績

(1) 生活保護等対策費

介護扶助費等負担金

「生活保護法」に基づき、地方公共団体が支弁する介護扶助費及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第14条の規定による地方公共団体が支弁する介護支援給付金の一部負担に必要な経費として74,529,912千円を支出した。(「医療給付費」の項参照)

(2) 高齢者日常生活支援等推進費(実績額 176,691,000千円)

地域支援事業交付金

「介護保険法」(平9法123)に基づく保険者等に対する地域支援事業交付金の交付に必要な経費として173,159,963千円を支出した。

(3) 介護保険制度運営推進費(実績額 2,911,141,378千円)

「介護保険法」等に基づく保険者等に対する介護給付費の一部負担、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金(介護分)を造成するための交付金の交付等に必要な経費として2,645,956,608千円を支出した。

4 少子化対策費

(I) 決算の概要

令和3年度における少子化対策費の予算現額は

歳出予算額

3,017,369,117千円

当初予算額	3,045,837,926 千円
予算補正追加額	6,454,140 千円
予算補正修正減少額	34,922,949 千円

であり、予算補正追加額は、経済対策の一環として、感染防止策を徹底し、及び「新しい資本主義」を起動するため「子ども・子育て支援法」(平 24 法 65) 第 68 条第 3 項の規定による地域子ども・子育て支援事業に要する費用の一部の財源の年金特別会計子ども・子育て支援勘定への繰入れに必要な経費を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、子ども・子育て支援の財源の年金特別会計子ども・子育て支援勘定へ繰入れに必要な既定予算の不用額を修正減少したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 2,818,290,752 千円

不用額は 199,078,364 千円

であって、不用額は、文部科学省所管の大学等修学支援費において、学校法人等からの交付申請額及び事業規模が予定を下回ったことにより、授業料等減免費交付金を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割合 (%)
大学等修学支援費	480,366,138	480,366,138	288,080,030	—	192,286,107	59
子ども・子育て支援 年金特別会計へ繰入	2,396,764,496	2,396,764,496	2,396,764,496	—	—	100
児童手当年金特別 会計へ繰入	1,029,283,721	1,029,283,721	1,029,283,721	—	—	100
子どものための教育・ 保育給付等年金特別 会計へ繰入	1,299,341,830	1,299,341,830	1,299,341,830	—	—	100
地域子ども・子育て 支援事業年金特別 会計へ繰入	68,138,945	68,138,945	68,138,945	—	—	100
失業等給付費等労働 保険特別会計へ繰入	8,739,000	8,739,000	7,910,711	—	828,288	90
児童虐待等防止対策 費	131,366,608	131,366,608	125,409,553	—	5,957,054	95
国立児童自立支援施 設運営費	132,875	132,875	125,961	—	6,913	94
計	3,017,369,117	3,017,369,117	2,818,290,752	—	199,078,364	93

(II) 経費の概要及び事業実績

(1) 大学等修学支援費(実績額 288,080,030 千円)

この経費は、「子ども・子育て支援法」等に基づく子ども・子育て支援に要した経費であり、執行結果の概要は、次のとおりである。

(文部科学省所管)

大学等修学支援費

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資支給に要する費用の補助、国立大学・国立専門学校・私立学校等の設置者が授業料等の減免を行うために要する費用の交付及び都道府県所管の私立専門学校における授業料等の減免に要する費用の都道府県に対する負担に必要な経費とし

て 287,943,942 千円を支出した。

(厚生労働省所管)

大学等修学支援費

所管する独立行政法人が設置する専門学校が授業料等の減免を行うために要する費用の交付に必要な経費として 136,088 千円を支出した。

(2) 子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入

「児童手当法」(昭 46 法 73)に基づく児童手当の支給に要する費用、「子ども・子育て支援法」に基づく子どものための教育・保育給付等及び同法第 68 条第 3 項の規定による地域子ども・子育て支援事業に要する費用の一部の財源として 2,396,764,496 千円を年金特別会計子ども・子育て支援勘定へ繰り入れた。(「年金特別会計」の項参照)

(3) 失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入

「雇用保険法」(昭 49 法 116)に基づく育児休業給付金の支給に要する費用の財源の一部として 7,910,711 千円を労働保険特別会計雇用勘定へ繰り入れた。(「労働保険特別会計」の項参照)

(4) 児童虐待等防止対策費

児童保護費負担金

「児童福祉法」に基づき、地方公共団体が支弁する児童福祉施設等における保護措置費等の一部を負担することにより、要保護児童の保護育成を図ることを目的とし、地方公共団体に対し 125,409,553 千円を支出した。

(5) 国立児童自立支援施設運営費

国立児童自立支援施設の運営に必要な経費として 125,961 千円を支出した。

(国立児童自立支援施設入所状況)

区 分	入所定員 (人)	入所人員 (人)	入 所 率 (%)
国立児童自立支援施設	140	33	23.5

5 生活扶助等社会福祉費

(I) 決算の概要

令和 3 年度における生活扶助等社会福祉費の予算現額は

9,523,125,813 千円

であって、その内訳は

歳出予算額	7,636,283,667 千円
当初予算額	4,071,635,104 千円
予算補正追加額	3,586,374,578 千円
予算補正修正減少額	21,726,015 千円
前年度繰越額	844,187,663 千円
予備費使用額	991,371,064 千円
流用増加額	51,283,419 千円

であり、予算補正追加額は、経済対策の一環として、感染症の影響により厳しい状況にある生活・暮らしを支援し、及び「新しい資本主義」を起動するため地方公共団体が行う子育て世帯に対

する給付及び住民税非課税世帯に対する給付金の支給に要する費用の補助等に必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、生活扶助等に必要な既定予算の不用額等を修正減少したものであり、予備費使用額は、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額であって、新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、子育て世帯等を支援するため、地方公共団体が行う子育て世帯等臨時特別支援事業に要する費用を補助する経費等に使用したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は 8,088,523,165 千円

翌年度繰越額は 1,196,737,316 千円

不用額は 237,865,330 千円

であって、翌年度繰越額は、内閣府所管の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金において、計画に関する諸条件により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったこと等によるものであり、不用額は、厚生労働省所管の障害保健福祉費において、地方公共団体からの交付申請額が予定を下回ったこと等により、障害児入所給付費等負担金を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
子育て世帯等臨時特別支援事業費	2,648,528,843	3,485,003,870	2,910,723,422	552,418,860	21,861,586	83
仕事・子育て両立支援事業費	—	503,464	25,685	—	477,779	5
子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	155,223,613	155,223,613	155,223,613	—	—	100
国家公務員共済組合連合会等助成費	119,045	119,045	119,045	—	—	100
特定疾患等対策費	682,228	682,228	563,727	—	118,501	82
原爆被爆者等援護対策費	563,233	563,233	563,233	—	—	100
医薬品安全対策等推進費	509,193	509,193	501,492	—	7,700	98
医療保険給付諸費	152,020,303	165,102,713	137,506,227	17,000,999	10,595,486	83
医療保険制度関係業務庁費	1,712,036	1,712,036	1,564,140	39,671	108,224	91
後期高齢者医療制度事業費補助金	4,958,267	4,958,267	4,958,267	—	—	100
後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金	1,284,994	1,284,994	1,284,994	—	—	100
高齢者医療運営円滑化等補助金	74,777,975	79,821,383	75,997,819	2,178,516	1,645,048	95
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	7,871,982	14,054,590	5,309,723	7,206,884	1,537,983	37
後期高齢者医療災害等臨時特例補助金	364,180	364,180	364,180	—	—	100
国民健康保険災害等臨時特例補助金	19,093,326	19,093,326	13,867,129	—	5,226,197	72
国民健康保険組合出産育児一時金等補助金	4,837,633	4,837,633	4,837,633	—	—	100

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国民健康保険組合 災害等臨時特例補 助金	2,635,709	2,635,709	1,190,615	—	1,445,094	45
国民健康保険団体 連合会等補助金	7,932,239	9,788,633	3,865,406	5,672,185	251,042	39
国民健康保険制度 関係業務事業費補 助金	3,862,358	3,862,358	2,793,119	699,787	369,452	72
審査支払関係業務 費補助金	1,203,956	1,203,956	—	1,203,956	—	—
全国健康保険協会 事務費負担金	6,547,208	6,547,208	6,547,208	—	—	100
健康保険組合事務 費負担金	2,660,229	2,660,229	2,660,229	—	—	100
国民健康保険組合 事務費負担金	2,200,198	2,200,198	2,200,198	—	—	100
高齢者医療特別負 担調整交付金	10,000,000	10,000,000	9,999,969	—	30	99
高齢者医療制度円 滑運営臨時特例交 付金	78,013	78,013	65,598	—	12,415	84
健康保険事業借入金 諸費年金特別会計へ 繰入	5,809,685	5,809,685	5,809,685	—	—	100
医療費適正化推進費	4,185,009	6,173,750	4,381,127	—	1,792,622	70
健康増進対策費	22,383,358	22,383,358	19,500,916	—	2,882,441	87
予防・健康増進関 係業務庁費	190,000	190,000	145,478	—	44,521	76
全国健康保険協会 特定健康診査・保 健指導補助金	1,976,411	1,976,411	1,976,411	—	—	100
健康保険組合特定 健康診査・保健指 導補助金	2,717,437	2,717,437	2,716,717	—	720	99
国民健康保険組合 特定健康診査・保 健指導補助金	573,298	573,298	573,298	—	—	100
国民健康保険特定 健康診査・保健指 導負担金	16,926,212	16,926,212	14,089,012	—	2,837,200	83
保育対策費	156,947,589	218,122,631	140,378,600	70,143,115	7,600,916	64
児童虐待等防止対策 費	40,952,114	60,727,040	24,742,916	16,112,452	19,871,671	40
母子保健衛生対策費	15,540,576	21,301,537	8,737,850	3,011,016	9,552,670	41
母子家庭等対策費	177,954,857	178,491,292	162,125,905	1,741,151	14,624,235	90
子ども・子育て支 援対策費	73,034,214	73,034,214	27,779,581	44,069,933	1,184,699	38
児童福祉施設整備費	12,260,221	30,138,108	9,889,103	11,741,176	8,507,828	32
生活保護等対策費	1,951,319,542	2,842,637,610	2,381,341,117	396,339,716	64,956,776	83
社会福祉諸費	34,781,703	35,467,876	34,822,873	465,280	179,722	98
障害保健福祉費	1,985,807,363	1,987,238,423	1,869,039,262	49,836,408	68,362,752	94
独立行政法人国立重 度知的障害者総合施 設のぞみの園運営費	1,289,990	1,289,990	1,289,990	—	—	100
独立行政法人国立重 度知的障害者総合施 設のぞみの園施設整 備費	83,160	142,508	40,677	49,896	51,935	28
社会福祉施設整備費	14,698,077	36,060,330	17,545,966	17,010,951	1,503,412	48

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
独立行政法人福祉医療機構運営費	2,517,849	2,517,849	2,517,849	—	—	100
公的年金制度等運営諸費	8,186,775	8,186,775	7,396,695	—	790,079	90
私的年金制度整備運営費	4,275	4,275	—	—	4,275	—
高齢者日常生活支援等推進費	5,154,296	5,154,296	4,811,681	24,000	318,615	93
介護保険制度運営推進費	47,858,350	62,618,575	43,732,321	16,735,311	2,150,941	69
業務取扱費年金特別会計へ繰入	108,188,369	108,188,369	108,176,369	—	12,000	99
国立更生援護機関費	8,328,300	8,378,425	8,080,968	37,051	260,405	96
保険医療機関等指導監督等実施費	1,351,537	1,351,537	1,155,262	—	196,274	85
計	7,636,283,667	9,523,125,813	8,088,523,165	1,196,737,316	237,865,330	84

(II) 経費の概要及び事業実績

(1) 子育て世帯等臨時特別支援事業費

経済対策の一環として、感染症の影響により厳しい状況にある生活・暮らしを支援し、及び「新しい資本主義」を起動するため地方公共団体が行う子育て世帯に対する給付及び住民税非課税世帯に対する給付金の支給に要する費用の補助等に必要な経費として、2,910,723,422千円を支出した。

(2) 仕事・子育て両立支援事業費

学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備の推進を図ること等のため民間団体が行う仕事・子育て両立支援事業に要する費用の補助に必要な経費として25,685千円を支出した。

(3) 子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入

「児童手当法」等に基づく特例給付等の支給に要する費用の一部の財源、「児童手当法」等に基づく児童手当等に関する事務等に要する費用の一部の財源、経済対策の一環として、「新しい資本主義」を起動するため社会福祉法人等が行う保育士等の収入の引上げに要する費用の財源等として155,223,613千円を年金特別会計子ども・子育て支援勘定へ繰り入れた。(「年金特別会計」の項参照)

(4) 国家公務員共済組合連合会等助成費

「国家公務員共済組合法」及び「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平8法82)に基づき日本郵政共済組合等が行う短期給付事業等の事務に要する費用に対する補助に必要な経費として119,045千円を支出した。

(5) 特定疾患等対策費

小児慢性特定疾病対策費補助金

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図るため、日常生活用具の給付等に要する費用の一部補助として、地方公共団体等に対して563,727千円を支出した。

(6) 原爆被爆者等援護対策費

高齢化が進み健康面等様々な不安を抱える原爆被爆者に対し、原爆被爆者特別事業を実施するための助成を行うとともに、原爆被爆者医療費に係る地方公共団体の負担増を緩和するための経費として 563,233 千円を支出した。

(7) 医薬品安全対策等推進費(実績額 501,492 千円)

(イ) 医薬品副作用等被害救済事業等補助金

医薬品等の副作用や感染等による健康被害者の迅速な救済を図るため、医療費、障害年金、遺族年金等の給付業務の事務処理に要する費用の一部補助等として、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して 314,677 千円を支出した。

(ロ) 医薬品等健康被害者等生活支援補助金

血液製剤によるエイズ患者の遺族等が実施する遺族等相談事業等に要する費用等の補助として、公益財団法人友愛福祉財団等に対して 150,161 千円を支出した。

(ハ) 医薬品事故障害者対策事業委託費

スモン訴訟の和解者のうち、介護を必要とする重症者についての介護事業を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に委託して実施するために 36,654 千円を支出した。

(8) 医療保険給付諸費(実績額 137,506,227 千円)

(イ) 全国健康保険協会管掌健康保険等

全国健康保険協会に対する事務費の負担に必要な経費等として 6,547,208 千円を支出した。

(ロ) 国民健康保険

国民健康保険団体連合会等に対する国民健康保険の診療報酬請求書の審査事務等に要する費用の一部補助等として 28,754,100 千円を支出した。

(ハ) 後期高齢者医療

高齢者の医療負担軽減措置を実施するために要する費用の保険者等に対する交付金の交付等に必要な経費として 97,980,550 千円を支出した。

(ニ) 健康保険組合管掌健康保険

健康保険組合に対する健康保険事業の円滑な運営を図るための費用の一部負担に必要な経費として 2,660,229 千円を支出した。

(9) 健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入

「特別会計に関する法律」(平 19 法 23)附則第 31 条第 1 項の規定による借入金諸費の財源として 5,809,685 千円を年金特別会計健康勘定へ繰り入れた。(「年金特別会計」の項参照)

(10) 医療費適正化推進費(実績額 4,381,127 千円)

(イ) 医療費適正化対策推進業務委託費

財政影響や革新性、有用性が大きい医薬品、医療機器等についての費用効果分析を実施するため、医薬品等費用対効果評価実施事業の学校法人等への委託等に必要な経費として 2,108,612 千円を支出した。

(ロ) 病床転換助成に必要な経費

「高齢者の医療の確保に関する法律」附則第 5 条の規定による都道府県に対する病床転換助成事業に要する費用の交付に必要な経費として 103,110 千円を支出した。

(ハ) 特定保健指導推進事業費補助金

新型コロナウイルス禍において保険者が特定保健指導を適切に実施するために要する費用

の交付に必要な経費として 504,319 千円を支出した。

(11) 健康増進対策費(実績額 19,500,916 千円)

特定健診・保健指導に必要な経費

「国民健康保険法」第 72 条の 5 及び第 74 条並びに「健康保険法」第 154 条の 2 の規定による保険者に対する特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の一部負担等に必要な経費として 19,355,438 千円を支出した。

(12) 保育対策費(実績額 140,378,600 千円)

(イ) 保育所等整備交付金

子育て安心プランの推進に必要な保育所等の施設整備に要する経費に充てるための地方公共団体に対する交付金の交付に必要な経費として 81,105,324 千円を支出した。

(ロ) 保育対策事業費補助金

子育て安心プランの推進に必要な保育所等の改修や保育人材の確保等に要する費用の地方公共団体に対する一部補助に必要な経費として 59,273,276 千円を支出した。

(13) 児童虐待等防止対策費(実績額 24,742,916 千円)

(イ) 児童福祉事業対策費等補助金

地方公共団体が実施する要保護児童対策、DV 対策等に要する費用の一部補助等に必要な経費として 22,232,716 千円を支出した。

(ロ) 婦人保護事業費補助金

「売春防止法」(昭 31 法 118) 第 40 条第 2 項及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平 13 法 31) 第 28 条第 2 項の規定により、婦人保護施設における保護費の一部を補助する経費として、地方公共団体に対して 1,147,962 千円を支出した。

(婦人保護施設の状況)

区 分	施設数 (箇所)	収容定員 (人)	収容人員 (人)	支出済額 (千円)
元 年 度	47	1,240	286	1,146,470
2 年 度	47	1,240	280	1,134,352
3 年 度	47	1,235	230	1,147,962

(14) 母子保健衛生対策費(実績額 8,737,850 千円)

(イ) 母子保健衛生費補助金

母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に資することを目的として地方公共団体が実施する事業に要する費用の一部補助等に必要な経費として 8,439,281 千円を支出した。

(ロ) 結核児童日用品費等負担金

「児童福祉法」に基づき、児童の心身両面にわたる健全な育成に資すること等を目的として、地方公共団体が実施する長期の入院治療を要する結核児童に対する学習に必要な物品又は日用品の支給に要する費用の一部負担として 1,108 千円を支出した。

(15) 母子家庭等対策費(実績額 162,125,905 千円)

(イ) 児童扶養手当給付費負担金等

「児童扶養手当法」(昭 36 法 238) に基づき、地方公共団体が生別母子世帯等に対して支給する児童扶養手当給付費の一部負担等に必要な経費として 149,508,056 千円を支出した。

児童扶養手当給付費負担金支給実績			児童扶養手当給付費支給実績		
区 分	受給者数 (延人)	支出済額 (千円)	区 分	受給者数 (延人)	支出済額 (千円)
29年度	12,391,545	164,163,175	29年度	351	14,379
30年度	11,978,621	159,983,868	30年度	221	8,560
元年度	14,451,316	198,982,124	元年度	158	6,461
2年度	11,029,962	154,983,507	2年度	48	2,179
3年度	10,803,439	149,506,489	3年度	38	1,567

(注) 3年度における受給者数については、速報値である。

(ロ) 母子父子寡婦福祉貸付金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭39法129)に基づき、地方公共団体が母子家庭、父子家庭等に対して貸し付ける事業開始資金、修学資金、住宅資金等の原資の貸付に必要な経費として542,515千円を支出した。

(母子福祉資金申込及び貸付決定状況(3年度))

区 分	申 込		貸 付 決 定		申込金額に 対する貸付 決定金額率 (%)
	実 人 員 (人)	金 額 (千円)	実 人 員 (人)	金 額 (千円)	
事業開始資金	11	27,690	11	27,690	100.0
事業継続資金	3	4,070	3	4,070	100.0
修学資金	4,263	3,118,380	4,205	2,517,895	80.7
技能習得資金	220	130,726	217	115,042	88.0
修業資金	233	103,937	229	95,427	91.8
就職支度資金	33	7,134	33	7,134	100.0
医療介護資金	6	1,711	6	1,711	100.0
生活資金	304	129,762	299	120,279	92.6
住宅資金	36	41,872	36	41,772	99.7
転宅資金	226	48,547	221	47,561	97.9
就学支度資金	3,912	1,453,212	3,889	1,444,941	99.4
結婚資金	—	—	—	—	—
計	9,247	5,067,044	9,149	4,423,526	87.2

(父子福祉資金申込及び貸付決定状況(3年度))

区 分	申 込		貸 付 決 定		申込金額に 対する貸付 決定金額率 (%)
	実 人 員 (人)	金 額 (千円)	実 人 員 (人)	金 額 (千円)	
事業開始資金	1	1,463	—	—	—
事業継続資金	—	—	—	—	—
修学資金	303	233,992	298	192,240	82.1
技能習得資金	5	1,721	5	1,721	100.0
修業資金	24	9,153	24	9,153	100.0
就職支度資金	3	790	3	790	100.0
医療介護資金	—	—	—	—	—
生活資金	15	5,942	15	5,942	100.0
住宅資金	2	2,500	2	2,500	100.0
転宅資金	8	1,876	8	1,876	100.0
就学支度資金	274	101,974	271	100,930	98.9
結婚資金	—	—	—	—	—
計	635	359,413	626	315,154	87.6

(注) 貸付金の種類、貸付限度額等は母子福祉資金と同じである。

(寡婦福祉資金申込及び貸付決定状況(3年度))

区 分	申 込		貸 付 決 定		申込金額に 対する貸付 決定金額率 (%)
	実 人 員 (人)	金 額 (千円)	実 人 員 (人)	金 額 (千円)	
事業開始資金	2	5,111	2	5,111	100.0
事業継続資金	—	—	—	—	—
修学資金	145	121,015	140	105,127	86.8
技能習得資金	2	1,129	2	1,129	100.0
修業資金	9	3,908	9	3,772	96.5
就職支度資金	2	200	2	200	100.0
医療介護資金	—	—	—	—	—
生活資金	5	2,130	4	1,170	54.9
住宅資金	4	6,700	4	6,700	100.0
転宅資金	9	1,922	8	1,702	88.5
就学支度資金	35	12,499	35	12,499	100.0
結婚資金	—	—	—	—	—
計	213	154,617	206	137,412	88.8

(注) 貸付金の種類、貸付限度額等は母子福祉資金と同じである。

(16) 子ども・子育て支援対策費

地方公共団体等が実施する子ども・子育て支援に関する研修及び調査研究事業に要する費用の一部補助、重層的支援体制整備事業に要する費用に充てるための地方公共団体に対する交付金の交付等に必要な経費として 27,779,581 千円を支出した。

(17) 児童福祉施設整備費

次世代育成支援対策の推進に必要な施設の整備に要する経費に充てるための地方公共団体に対する交付金の交付等に必要な経費として 9,889,103 千円を支出した。

(18) 生活保護等対策費(実績額 2,381,341,117 千円)

(イ) 生活扶助費等負担金等(実績額 1,280,565,385 千円)

「生活保護法」に基づき、地方公共団体が支弁する生活扶助費等及び保護施設の事務費並びに「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」第 14 条及び第 15 条の規定による地方公共団体が支弁する生活支援給付金等の各給付金等の一部負担及び配偶者支援金の支給に必要な経費の負担として 1,278,671,391 千円を支出した。また、「生活保護法」の施行状況の監査指導の地方公共団体への委託に必要な経費として 1,893,994 千円を支出した。(「医療給付費」の項参照)

(ロ) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

要援護世帯等に対する自立・就労に向けた支援サービス等の生活困窮者就労準備支援事業費の地方公共団体等に対する一部補助に必要な経費として 804,075,856 千円を支出した。

(生活福祉資金貸付決定状況(3年度))

区 分	貸 付 決 定	
	件 数 (件)	金 額 (千円)
総合支援資金	321	124,394
福祉資金	福祉費	3,585
	緊急小口資金	4,605
教育支援資金	12,123	7,692,117

区 分		貸 付 決 定	
		件 数 (件)	金 額 (千円)
不動産担保型生活 資金	一 般 世 帯 向 け	27	474,572
	要 保 護 世 帯 向 け	123	851,056
計		20,784	10,770,481

(注) 件数及び金額は速報値である。

(ハ) 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金

生活困窮者の自立の促進及び被保護者の就労の支援に関する問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことにより自立の促進を図るため、地方公共団体等に対する一部負担に必要な経費として 37,888,765 千円を支出した。

(19) 社会福祉諸費(実績額 34,822,873 千円)

社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

独立行政法人福祉医療機構が「社会福祉施設職員等退職手当共済法」(昭 36 法 155)に基づき行う社会福祉施設職員等の退職手当共済事業に要する費用の一部補助に必要な経費として 26,454,481 千円を支出した。

(20) 障害保健福祉費(実績額 1,869,039,262 千円)

(イ) 地域生活支援事業費等補助金

障害者総合支援法等に基づき、地方公共団体が支弁する地域生活支援事業等に要する費用の一部を補助するため、地方公共団体に対し 50,814,369 千円を支出した。

(ロ) 障害者総合支援事業費補助金

障害者総合支援法に基づき、障害者自立支援給付審査支払等システムの運用及び改修に要する経費の地方公共団体等に対する一部補助等に必要な経費として 7,060,708 千円を支出した。

(ハ) 障害者自立支援給付費負担金

障害者総合支援法に基づき、地方公共団体が支弁する障害者自立支援給付費の一部負担として 1,301,705,313 千円を支出した。

(二) 障害児入所給付費等負担金

「児童福祉法」に基づき、地方公共団体が支弁する障害児入所給付費等の一部負担として 326,216,075 千円を支出した。

(ホ) 特別児童扶養手当等給付諸費(実績額 173,847,006 千円)

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭 39 法 134)に基づき、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当として 134,001,245 千円を支出し、精神又は身体に重度の障害を有する児童及び精神又は身体に著しく重度の障害を有する者について特別障害者手当等として 39,845,761 千円を支出した。

特別児童扶養手当支給実績			特別障害者手当等支給実績		
区 分	受 給 者 数 (延人)	支 出 済 額 (千円)	区 分	受 給 者 数 (延人)	支 出 済 額 (千円)
29 年 度	2,930,477	119,909,888	29 年 度	2,298,527	38,401,314
30 年 度	3,016,234	122,836,060	30 年 度	2,299,351	38,476,734
元 年 度	3,104,479	126,787,912	元 年 度	2,291,774	38,946,635
2 年 度	3,189,599	130,941,549	2 年 度	2,286,698	39,521,174
3 年 度	3,275,789	134,001,245	3 年 度	2,327,086	39,845,761

(21) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金として1,289,990千円を支出した。同のぞみの園においては、重度の知的障害者に対する総合的な支援、調査、研究等を行っており、令和3年度末における入所人員は188人であった。

(22) 社会福祉施設整備費

障害者支援施設等の施設整備費の地方公共団体に対する一部補助等に必要な経費として17,545,966千円を支出した。

(地方改善施設整備状況)

地方改善施設		
区分	箇所数 (箇所)	支出済額 (千円)
29年度	64	871,546
30年度	43	458,663
元年度	75	709,650
2年度	55	940,935
3年度	58	796,005

(社会福祉施設等施設整備状況)

保護施設等			障害(児)者施設		
区分	箇所数 (箇所)	支出済額 (千円)	区分	箇所数 (箇所)	支出済額 (千円)
29年度	15	255,448	29年度	2,311	16,174,211
30年度	4	340,133	30年度	728	13,622,191
元年度	7	815,962	元年度	431	15,591,705
2年度	40	1,043,059	2年度	1,139	24,588,152
3年度	12	1,157,280	3年度	434	15,434,281

(23) 独立行政法人福祉医療機構運営費

独立行政法人福祉医療機構が行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金として2,517,849千円を支出した。

(24) 公的年金制度等運営諸費

「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、年金生活者支援給付金の支給事務に必要な経費として7,396,695千円を支出した。

(25) 高齢者日常生活支援等推進費(実績額 4,811,681千円)

(イ) 老人保健事業推進費等補助金

老人保健健康増進等事業費を補助するため、地方公共団体等に対し2,420,666千円を支出した。

(ロ) 在宅福祉事業費補助金

高齢者の生きがいづくり及び社会参加を推進するために必要な各種事業等の実施に要する費用の一部を補助するため、地方公共団体に対し2,282,159千円を支出した。

(ハ) 高齢者福祉推進事業費補助金

高齢者の健康で生きがいある生活を助長するために必要な経費を補助するため、地方公共団体に対し100,000千円を支出した。

(ニ) 高齢者社会活動支援事業費補助金

高齢者の生きがいと健康づくりを推進するために必要な高齢者社会活動推進事業に要する費用を補助するため、公益財団法人全国老人クラブ連合会に対し 8,856 千円を支出した。

(26) 介護保険制度運営推進費(実績額 43,732,321 千円)

(イ) 介護保険事業費補助金

介護保険制度の円滑な実施に必要な各種事業に要する費用等の全部又は一部を補助するため、地方公共団体等に対し 7,543,276 千円を支出した。

(ロ) 保険者機能強化推進交付金

高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を推進するため、地方公共団体に対し 20,000,000 千円を支出した。

(27) 業務取扱費年金特別会計へ繰入

「国民年金法」、「厚生年金保険法」、「健康保険法」等に基づく国民年金事業、厚生年金保険事業及び健康保険に関し政府又は日本年金機構が行う業務等の事務に要する費用に充てるため 108,176,369 千円を年金特別会計業務勘定へ繰り入れた。(「年金特別会計」の項参照)

(28) 国立更生援護機関費

国立更生援護機関の運営に必要な経費として 8,080,968 千円を支出した。

(国立更生援護機関寮生等入所状況(令和3年6月末時点))

区 分	入所定員 (人)	入所人員 (人)	入 所 率 (%)
国立障害者リハビリテーションセンター	410	107	26.0
国立光明寮	210	44	20.9
国立保養所	70	20	28.5
国立福祉型障害児入所施設	100	33	33.0
計	790	204	25.8

(29) 保険医療機関等指導監督等実施費

「健康保険法」、「国民健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく保険医療機関及び保険薬局に対する療養の給付等に関する指導、監督等に必要な経費として 1,155,262 千円を支出した。

6 保健衛生対策費

(I) 決算の概要

令和3年度における保健衛生対策費の予算現額は 11,498,196,169 千円

であって、その内訳は

歳出予算額	5,262,147,860 千円							
<table border="0"> <tr> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>当初予算額</td> <td>476,818,409 千円</td> </tr> <tr> <td>予算補正追加額</td> <td>4,786,957,618 千円</td> </tr> <tr> <td>予算補正修正減少額</td> <td>1,628,167 千円</td> </tr> </table>	{	当初予算額	476,818,409 千円	予算補正追加額	4,786,957,618 千円	予算補正修正減少額	1,628,167 千円	
{		当初予算額	476,818,409 千円					
		予算補正追加額	4,786,957,618 千円					
	予算補正修正減少額	1,628,167 千円						
前年度繰越額	3,275,794,371 千円							
予備費使用額	2,960,253,938 千円							

であり、予算補正追加額は、経済対策の一環として、医療提供体制を強化するため、地方公共団体等が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に要する費用に充てるための都道府県に対す

る交付金の交付等に必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、国立ハンセン病療養所に必要な既定予算の不用額等を修正減少したものであり、予備費使用額は、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額であって、新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、ワクチンの国民への円滑な接種を実施するため、一般社団法人新薬・未承認薬等研究開発支援センターが行うワクチンの確保に要する経費に充てるための基金の造成に要する交付金を交付する経費並びに地方公共団体が行う接種体制の確保に要する経費を補助する経費及び地方公共団体が行う新型コロナウイルス感染症緊急包括支援に要する経費に充てるための交付金を都道府県に交付する経費等に使用したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	8,910,417,638 千円
翌年度繰越額は	2,272,604,723 千円
不用額は	315,173,807 千円

であって、翌年度繰越額は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、計画に関する諸条件等により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったこと等によるものであり、不用額は、感染症対策費において、インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及びインフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業が予定を下回ったこと等により、新型コロナウイルス感染症医療提供体制確保支援補助金を要することが少なかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
医療提供体制確保対策費	52,881,438	57,076,322	27,973,844	25,785,086	3,317,391	49
医療従事者等確保対策費	714,048	714,048	628,777	—	85,270	88
医療情報化等推進費	2,064,899	2,064,899	1,861,258	—	203,640	90
医療安全確保推進費	1,287,783	1,287,783	1,205,259	—	82,524	93
独立行政法人国立病院機構施設整備費	842,168	842,168	—	842,168	—	—
国立研究開発法人国立がん研究センター運営費等	6,493,757	6,667,347	6,630,432	—	36,915	99
運 営 費	6,493,757	6,493,757	6,493,757	—	—	100
施 設 整 備 費	—	173,590	136,675	—	36,915	78
国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	4,223,946	4,223,946	4,223,946	—	—	100
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費等	5,581,385	6,107,090	6,045,047	—	62,043	98
運 営 費	4,051,935	4,051,935	4,051,935	—	—	100
施 設 整 備 費	1,529,450	2,055,155	1,993,112	—	62,043	96
国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費等	7,037,414	7,768,026	7,394,110	353,875	20,041	95
運 営 費	6,683,539	6,683,539	6,683,539	—	—	100
施 設 整 備 費	353,875	1,084,487	710,571	353,875	20,041	65

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費等	3,763,385	4,263,885	3,852,536	411,349	—	90
運 営 費	3,352,036	3,352,036	3,352,036	—	—	100
施 設 整 備 費	411,349	911,849	500,500	411,349	—	54
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費等	3,618,132	4,088,438	4,002,766	—	85,672	97
運 営 費	3,059,141	3,059,141	3,059,141	—	—	100
施 設 整 備 費	558,991	1,029,297	943,625	—	85,672	91
感 染 症 対 策 費	4,765,799,585	10,595,473,942	8,359,499,006	2,006,111,397	229,863,538	78
特定疾患等対策費	6,633,344	6,668,262	5,257,904	—	1,410,358	78
移植医療推進費	3,787,350	4,463,865	3,832,720	561,546	69,599	85
原爆被爆者等援護対策費	89,009,494	89,009,494	71,012,866	452,726	17,543,901	79
血液製剤対策費	496,586	1,485,371	1,040,962	—	444,409	70
医療技術実用化等推進費	8,767,918	14,767,918	2,393,172	11,964,238	410,507	16
医療提供体制基盤整備費	38,909,589	58,488,341	40,225,250	7,392,101	10,870,990	68
地域保健対策費	3,733,579	3,733,579	1,948,438	20,681	1,764,459	52
保健衛生施設整備費	2,722,852	9,109,408	1,458,235	81,854	7,569,319	16
健康増進対策費	18,298,911	21,334,584	17,810,511	1,573,220	1,950,852	83
健康危機管理推進費	424,174	424,174	28,448	—	395,726	6
生活基盤施設耐震化等対策費	59,191,000	123,474,486	45,832,731	52,159,605	25,482,148	37
麻薬・覚醒剤等対策費	500,559	500,559	429,019	6,323	65,216	85
生活衛生対策費	3,654,794	70,239,794	67,275,903	—	2,963,890	95
自殺対策費	3,355,421	3,355,421	3,193,112	—	162,309	95
戦没者慰霊事業費	2,760,600	3,150,785	2,409,437	1,498	739,848	76
障害保健福祉費	4,307,295	5,170,997	4,787,708	80,900	302,388	92
国際機関活動推進費	194,616	194,616	194,616	—	—	100
厚生労働調査研究等推進費	31,106,848	34,286,880	19,683,971	14,278,250	324,658	57
検 疫 所 費	94,873,677	321,194,800	165,614,795	148,054,242	7,525,762	51
国立ハンセン病療養所費	32,087,364	33,540,989	29,848,438	2,471,125	1,221,425	88
地方厚生局費	3,023,949	3,023,949	2,822,412	2,533	199,002	93
計	5,262,147,860	11,498,196,169	8,910,417,638	2,272,604,723	315,173,807	77

(II) 経費の概要及び事業実績

(1) 医療提供体制確保対策費(実績額 27,973,844 千円)

(イ) 医療施設運営費等補助金

へき地における医療の確保を図るためのへき地医療拠点病院及びへき地診療所の運営費等の地方公共団体等に対する一部補助に必要な経費として 9,720,062 千円を支出した。

(へき地保健医療対策費補助金交付状況)

区 分	実 績	支 出 済 額 (千円)	区 分	実 績	支 出 済 額 (千円)
へき地医療支援機構	34 箇所	207,793	離島歯科診療班	2 班	2,085

区 分	実 績	支 出 済 額 (千円)	区 分	実 績	支 出 済 額 (千円)
へき地医療拠点病院等 (へき地診療所運営事業含む)	416 箇所	1,682,008	へき地患者輸送車 (艇・航空機)	32 箇所	116,203
へき地巡回診療車等 (うち船1隻、航空機4機)	7 台	106,861	計		2,114,950

(ロ) 臨床研修費等補助金

医師、歯科医師の資質の向上を目的とし、研修環境の整備等に必要な経費の一部を補助するため、公私立病院等に対し 12,436,291 千円を支出した。

(2) 医療従事者等確保対策費

国家試験における感染防止対策の実施等に必要な経費として 628,777 千円を支出した。

(3) 医療情報化等推進費

医療等分野におけるデータ利活用基盤整備等に必要な経費として 1,861,258 千円を支出した。

(4) 医療安全確保推進費(実績額 1,205,259 千円)

(イ) 医療安全推進事業費

医療事故情報収集等事業費の公益財団法人日本医療機能評価機構に対する補助やその他の医療安全に係る事業等に必要な経費として 1,037,638 千円を支出した。

(ロ) 異状死死因究明支援事業費

監察医制度がない地域で、異状死に係る死因究明のための取組を行っている都道府県に対する一部補助に必要な経費として 35 箇所に対し 106,204 千円を支出した。

(5) 国立研究開発法人国立がん研究センター運営費等(実績額 6,630,432 千円)

国立研究開発法人国立がん研究センターが行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金として 6,493,757 千円を、同法人が施行する研究施設の整備費の補助として 136,675 千円を支出した。

(6) 国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費

国立研究開発法人国立循環器病研究センターが行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金として 4,223,946 千円を支出した。

(7) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費等(実績額 6,045,047 千円)

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金として 4,051,935 千円を、同法人が施行する研究施設の整備費の補助として 1,993,112 千円を支出した。

(8) 国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費等(実績額 7,394,110 千円)

国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金として 6,683,539 千円を、同法人が施行する研究施設の整備費の補助として 710,571 千円を支出した。

(9) 国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費等(実績額 3,852,536 千円)

国立研究開発法人国立成育医療研究センターが行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金として 3,352,036 千円を、同法人が施行する研究施設の整備費の補助として 500,500 千円を支出した。

(10) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費等(実績額 4,002,766 千円)

国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが行う業務の財源の一部に充てるための運営費交付金として 3,059,141 千円を、同法人が施行する研究施設の整備費の補助として 943,625 千円を支出した。

(11) 感染症対策費

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」等に基づき、地方公共団体が支弁する予防費等の一部負担等として 8,359,499,006 千円を支出した。

(12) 特定疾患等対策費(実績額 5,257,904 千円)

(イ) 疾病予防対策事業費等補助金等

希少性があり、原因不明で効果的な治療法が確立しておらず、生活面で長期にわたり支障をきたす疾患について調査研究の推進等を行う難病対策や、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発等を行うハンセン病対策等に必要な経費として、地方公共団体等に対し 5,246,082 千円を支出した。

(ロ) 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(平 20 法 82)に基づく生活困難なハンセン病療養所入所者家族に対する生活援護等に必要な経費として、都道府県に対し 11,822 千円を支出した。

(年度別、種類別の援助の実施状況)

区 分	生 活 援 助		教育援助 人 員 (人)	住宅援助 人 員 (人)	出産援助 人 員 (人)	生業援助 人 員 (人)	葬祭援助 人 員 (人)
	世 帯	人 員 (人)					
29 年 度	222	234	—	168	—	4	1
30 年 度	219	231	24	168	—	—	5
元 年 度	173	197	36	156	—	—	5
2 年 度	168	192	36	157	—	—	4
3 年 度	144	144	—	97	—	—	3

(13) 移植医療推進費

臓器移植及び造血幹細胞移植(骨髓移植・末梢^{しょう}血幹細胞移植・臍^{さい}帯血移植)の推進を目的とした移植対策事業を実施するため、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク等に対し 3,832,720 千円を支出した。

(14) 原爆被爆者等援護対策費

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づく原爆被爆者に対する諸手当の地方公共団体に対する交付等に必要な経費として 71,012,866 千円を支出した。

(健康診断実施状況)

区 分	被 爆 者 数 (健康手帳交付者数) (人)	一 般 検 査 (延件)	精 密 検 査 (延件)
広 島 県	14,375	8,242	384
広 島 市	39,590	16,019	12,524
長 崎 県	8,529	5,315	336
長 崎 市	22,402	19,951	12,685
そ の 他 の 都 道 府 県	34,039	9,738	1,808
計	118,935	59,265	27,737

(原爆被爆者に対する諸手当支給状況)

(単位 延件)

区 分	医療特別手当	特別手当	原子爆弾小 頭症手当	健康管理手 当	保健手当	介護手当	葬祭料
広島県	6,764	4,022	24	151,041	5,900	973	1,235
広島市	32,584	12,589	91	390,732	14,435	9,937	2,579
長崎県	3,722	1,882	—	96,662	666	1,077	682
長崎市	13,896	5,197	—	256,219	639	9,059	1,599
その他の都 道府県	20,117	8,135	60	323,631	18,420	3,809	2,379
計	77,083	31,825	175	1,218,285	40,060	24,855	8,474

(15) 血液製剤対策費(実績額 1,040,962 千円)

エイズ訴訟の和解に基づき、エイズ発症予防に資するための血液製剤による HIV 感染者の調査研究等事業に要する費用の公益財団法人友愛福祉財団に対する一部補助等に必要な経費として 496,586 千円、新型コロナウイルス感染症治療薬としての特種免疫グロブリン製剤の原料血漿しょうじょうの確保体制及び製造体制の整備に要する費用の日本赤十字社等に対する補助に必要な経費として 544,376 千円を支出した。

(16) 医療技術実用化等推進費

臨床研究総合促進事業等に要する費用の臨床研究中核病院等に対する補助や医薬品等の開発支援事業等に必要な経費として 2,393,172 千円を支出した。

(17) 医療提供体制基盤整備費(実績額 40,225,250 千円)

(イ) 医療施設等施設整備費補助金

医療施設等の施設整備費の都道府県等に対する一部補助に必要な経費として 1,976,868 千円を支出した。

区 分	箇 所 数 (箇所)	支 出 済 額 (千円)
へき地診療所	15	107,538
へき地医療拠点病院	8	108,689
研修医のための研修施設	3	58,610
臨床研修病院	3	40,615
死亡時画像診断システム施設	1	3,996
有床診療所等スプリンクラー等施設	113	1,579,619
院内感染対策施設	5	39,248
分娩取扱施設	3	20,652
産科医療機関施設整備事業	1	4,478
医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	30	13,423
計	182	1,976,868

(ロ) 医療提供体制推進事業費補助金

都道府県における主体的かつ弾力的な医療提供体制の確保を推進することを目的とした事業に要する費用の一部を補助するため、47 都道府県等に対し 23,569,656 千円を支出した。

(ハ) 医療提供体制施設整備交付金

医療提供体制の確保に必要な施設の整備に要する費用に充てるため、45 都道府県に対し 3,702,004 千円を支出した。

- (18) 地域保健対策費(実績額 1,948,438 千円)
- (イ) 地域保健活動推進費補助金等
保健所が行う地域保健活動等に要する費用の地方公共団体等に対する一部補助等に必要な経費として 242,036 千円を支出した。
- (ロ) 保健衛生施設等設備整備費補助金
保健衛生施設等の設備整備費の地方公共団体等に対する一部補助に必要な経費として 1,706,402 千円を支出した。
- (19) 保健衛生施設整備費
保健衛生施設等の施設整備費の地方公共団体等に対する一部補助に必要な経費として 1,458,235 千円を支出した。
- (20) 健康増進対策費(実績額 17,810,511 千円)
「健康増進法」(平 14 法 103)に基づき、健康診査、健康教育等を推進するため、健康増進事業の実施に要する費用の地方公共団体に対する一部補助等に必要な経費として 16,425,271 千円を支出した。
- (21) 健康危機管理推進費
保健所が行う地域健康危機管理対策事業に要する費用の地方公共団体に対する一部補助等に必要な経費として 28,448 千円を支出した。
- (22) 生活基盤施設耐震化等対策費
都道府県が取りまとめた事業計画に基づき、地方公共団体等が行う水道施設及び保健衛生施設等の耐震化等に要する費用として 45,832,731 千円を支出した。
- (23) 麻薬・覚醒剤等対策費(実績額 429,019 千円)
- (イ) 麻薬行政取締統括運営費等
麻薬禍及び覚醒剤禍の撲滅を図るため、その危害を一般に周知するとともに関係機関の指導等に必要な経費、また、新たな危険ドラッグの指定に必要な分析等や、薬物犯罪撲滅に向けた情報収集活動を行うための経費として 221,863 千円を支出した。
- (ロ) 薬物乱用防止普及啓発推進事業費等
麻薬取締員に要する経費、覚醒剤等薬物乱用防止対策等に必要な経費として 141,719 千円を支出した。
- (24) 生活衛生対策費(実績額 67,275,903 千円)
- (イ) 株式会社日本政策金融公庫補給金
生活衛生資金融資の円滑な実施に資するため、株式会社日本政策金融公庫に対する補給金として 2,275,903 千円を支出した。
- (ロ) 株式会社日本政策金融公庫出資金
新型コロナウイルス感染症等について、現下の状況に鑑み、生活衛生関係営業者に対する強力な資金繰り支援等を図るため株式会社日本政策金融公庫が行う生活衛生資金融資に要する資金に充てるための出資として 65,000,000 千円を支出した。(「株式会社日本政策金融公庫」の項参照)
- (25) 自殺対策費(実績額 3,193,112 千円)
地域における自殺対策強化に要する費用の地方公共団体等に対する交付金として 2,657,556

千円を支出した。

(26) 戦没者慰霊事業費

戦没者遺骨収集事業等の実施に必要な経費として2,409,437千円を支出した。

(27) 障害保健福祉費(実績額 4,787,708 千円)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づく精神保健福祉センター運営費の地方公共団体等に対する一部補助等として2,641,385千円、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく指定医療機関の整備、運営等に要する費用の負担として2,036,848千円を支出した。

(医療観察等実施費)

① 指定入院医療機関運営費負担金交付状況

区 分	交付箇所数	交 付 額 (千円)
2 年 度	34	192,640
3 年 度	35	470,703

② 指定入院医療機関施設・設備整備費負担金交付状況

区 分	開設箇所数	交付箇所数	交 付 額 (千円)	
			施設整備費	設備整備費
2 年 度	33	2	75,212	—
3 年 度	33	4	1,534,284	28,410

(28) 国際機関活動推進費

従来の治療薬が効かない薬剤耐性菌感染症に効果のある治療方法・治療薬の開発を促進する目的として設立されたグローバル抗菌薬研究開発パートナーシップに要する経費として194,616千円を支出した。

(29) 厚生労働調査研究等推進費(実績額 19,683,971 千円)

社会福祉及び公衆衛生の向上並びに医薬品等の有効性、安全性等に関する試験研究費の研究者等に対する補助として5,815,666千円、保健衛生対策の推進を図るため、医療分野の調査研究の推進に要する費用の国立研究開発法人日本医療研究開発機構に対する補助等に要する経費として10,954,895千円を支出した。

(30) 検 疫 所 費

検疫所一般行政に必要な経費及び輸入食品の検査等に必要な経費として165,614,795千円を支出した。

(31) 国立ハンセン病療養所費

国立ハンセン病療養所の運営及び施設整備に必要な経費として29,848,438千円を支出した。

(国立ハンセン病療養所等施設設置状況)

区 分	2 年 度 末		3 年 度 末		差 引 増 減	
	施設数(A)	人 数(B)	施設数(C)	人 数(D)	施設数 (C)－(A)	人 数 (D)－(B)
国立ハンセン病療養所	(箇所) 13	(延入所者数) 384,321	(箇所) 13	(延入所者数) 354,315	(箇所) —	(延入所者数) △ 30,006
看護師養成所	(箇所) 2	(生徒数) 51	(箇所) 2	(生徒数) 56	(箇所) —	(生徒数) 5

(32) 地方厚生局費(実績額 2,822,412 千円)

(イ) 医師等国家試験実施費

医師等国家試験の実施に必要な経費として2,385,236千円を支出した。

(ロ) 麻薬・覚醒剤等対策費(実績額 437,176千円)

麻薬取締部における鑑定、情報分析等に必要な経費として328,427千円、麻薬取締官が行う捜査活動に要する経費、被疑者の護送及び治療に要する経費並びに留置期間中の被疑者の食料費、その他麻薬取締業務の遂行に必要な経費として51,071千円を支出した。

7 雇用労災対策費

(I) 決算の概要

令和3年度における雇用労災対策費の予算現額は 3,016,016,457千円

であって、その内訳は

歳出予算額	2,721,322,772千円
┌ 当初予算額	99,113,423千円
├ 予算補正追加額	2,622,583,779千円
└ 予算補正修正減少額	374,430千円
前年度繰越額	210,614,847千円
予備費使用額	84,078,838千円

であり、予算補正追加額は、経済対策の一環として、感染症の影響により厳しい状況にある生活・暮らしを支援するため行う「雇用保険法」附則第14条の2第1項の規定による求職者給付及び介護休業給付金の支給に要する費用の財源の一部の労働保険特別会計雇用勘定への繰入れに必要な経費等を補正追加したものであり、予算補正修正減少額は、高齢者等の雇用の安定・促進に必要な既定予算の不用額等を修正減少したものであり、予備費使用額は、新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用額であって、新型コロナウイルス感染症について、現下の状況に鑑み、失業の予防等を図るため、緊急雇用安定助成金等の支給に要する経費に使用したものである。

この予算現額に対し

支出済歳出額は	2,753,491,000千円
翌年度繰越額は	240,204,525千円
不用額は	22,320,930千円

であって、翌年度繰越額は、厚生労働省所管の職業転換等特別給付金において、計画に関する諸条件により事業の実施に不測の日数を要したため、年度内に支出を終わらなかったこと等によるものであり、不用額は、厚生労働省所管の高齢者等雇用安定・促進費において、新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金及び新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金の支給件数が予定を下回ったこと等により、職業転換等特別給付金を要することがなかったこと等のため生じたものである。

本年度における支出済歳出額等を事項別に示せば、次のとおりである。

(単位 千円)

事項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額	歳出予算現額に対する支出済歳出額の割合(%)
特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給諸費	172,946,964	172,946,964	172,701,453	—	245,510	99

(単位 千円)

事 項	歳出予算額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不 用 額	歳出予算現額 に対する支出 済歳出額の割 合 (%)
労働者災害補償保険 保険給付費労働保険 特別会計へ繰入	8,248	8,248	8,248	—	—	100
高齢者等雇用安定・ 促進費	314,195,877	608,889,562	352,772,762	240,204,525	15,912,273	57
失業等給付費等労働 保険特別会計へ繰入	2,216,253,152	2,216,253,152	2,210,982,521	—	5,270,630	99
就職支援法事業費労働 保険特別会計へ繰入	10,077,834	10,077,834	9,607,434	—	470,400	95
職業能力開発強化費	5,056,534	5,056,534	5,005,389	—	51,144	98
若年者等職業能力開 発支援費	1,559,060	1,559,060	1,221,925	—	337,134	78
障害者等職業能力開 発支援費	1,128,456	1,128,456	1,120,243	—	8,212	99
船員雇用促進対策事 業費	96,647	96,647	71,022	—	25,624	73
計	2,721,322,772	3,016,016,457	2,753,491,000	240,204,525	22,320,930	91

(Ⅱ) 経費の概要及び事業実績

(1) 特定石綿被害建設業務労働者等給付金支給諸費(実績額 172,701,453 千円)

特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給業務費交付金

「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」(令3法74)に基づき、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うために必要な経費として、国から委託を受けた独立行政法人労働者健康安全機構に対して172,662,486千円を交付した。

(2) 労働者災害補償保険給付費労働保険特別会計へ繰入

「労働者災害補償保険法」(昭22法50)第32条の規定による労働者災害補償保険事業に要する費用の財源の一部として8,248千円を労働保険特別会計労働勘定へ繰り入れた。(「労働保険特別会計」の項参照)

(3) 高齢者等雇用安定・促進費(実績額 352,772,762 千円)

(イ) 高年齢者就業機会確保事業費等補助金

高年齢者就業機会確保事業費等として、都道府県シルバー人材センター連合等に対して一部補助を行い6,427,878千円を支出した。

(ロ) 職業転換訓練費負担金

就職困難者等に対し、実際の職場での業務に係る作業について訓練を行う職場適応訓練費として都道府県に対して一部負担を行い34,016千円を支出した。

(ハ) 職業転換等特別給付金

緊急雇用安定助成金の支給に要する経費等として、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響による労働者の失業の予防のため、新型コロナウイルス感染症等の影響により労働者を休業させるに至った事業主等に対して341,464,121千円を支出した。

(4) 失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入(雇用保険国庫負担金)

「雇用保険法」第66条第1項及び第6項の規定等による雇用保険事業の財源の一部として2,210,982,521千円を労働保険特別会計雇用勘定へ繰り入れた。

本年度における一般求職者給付(基本手当のうち所定給付日数分)の受給者実人員を月平均

592 千人、平均給付月額を 132,569 円と見込んだが、実績においてはそれぞれ 434 千人、128,737 円であった。

なお、雇用保険国庫負担金は、この雇用労災対策費に計上されているほか、育児休業給付金に要する費用が少子化対策費に計上されており、総額として 2,218,893,232 千円を労働保険特別会計雇用勘定へ繰り入れた。（「労働保険特別会計」の項参照）

(5) 就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入

「雇用保険法」第 66 条第 1 項及び第 6 項の規定による就職支援法事業費の財源の一部として 9,607,434 千円を労働保険特別会計雇用勘定へ繰り入れた。（「労働保険特別会計」の項参照）

(6) 職業能力開発強化費(実績額 5,005,389 千円)

職業転換訓練費交付金

「職業能力開発促進法」(昭 44 法 64) 第 95 条第 1 項の規定により都道府県が行う職業能力開発校の運営に必要な経費として 3,521,899 千円を支出した。

(7) 若年者等職業能力開発支援費

若年者等に対する職業能力開発支援事業の民間団体等への委託に必要な経費として 1,221,925 千円を支出した。

(8) 障害者等職業能力開発支援費

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(昭 41 法 132) 第 20 条の規定による障害者等の就職に必要な基礎技能を習得させるために都道府県が支給する公共職業訓練に係る訓練手当の一部負担に必要な経費として 1,120,243 千円を支出した。

(9) 船員雇用促進対策事業費

船員の雇用促進を図るため、「海上運送法」(昭 24 法 187) に基づく日本船舶・船員確保計画の認定を受けた船舶事業者等 150 社、多様な人材資源からの内航船員の確保・育成を促進するため、6 級海技士短期養成制度の社船実習協力事業者 66 社並びに「船員の雇用の促進に関する特別措置法」(昭 52 法 96) に基づく公益財団法人日本船員雇用促進センターが実施する雇用促進事業及び技能訓練事業に対して 71,022 千円の補助を行った。

区 分	実 績 (人)	金 額 (千円)
船員計画雇用促進等事業費	396	44,320
内航船員就業ルート拡大支援事業費	96	4,652
雇 用 促 進 事 業 費	11	15,047
技 能 訓 練 事 業 費	123	7,002